

千葉市まちづくり応援寄附金について

新型コロナウイルス感染症拡大による活動の自粛等により、活動や運営に影響を受けた“まちづくり団体を応援する”ため、そして、“まちづくり活動の更なる活性化”を目指して、「千葉市まちづくり応援寄附金（愛称：まち寄附）」を令和2年9月より開始しています。

■まち寄附とは？

寄附者が、一定の要件を満たした対象団体の中から、応援したい団体を指定して寄附ができる制度です。ふるさと納税を経由して団体へ寄附することで、寄附者は税控除を受けることができ、団体としても寄附を集めやすくなることが期待されます。



■まち寄附にぜひご登録ください！

令和4年度から、さらに多くのまちづくり団体への支援を実現させるため、以下のとおり対象団体を拡充いたしました。今回の対象団体の拡充により、一定の要件（裏面に記載）を満たしていれば、町内自治会などの団体もまち寄附に登録することができるようになりましたので、「活動費を集めたい！」とお考えの町内自治会などの団体におかれましては、登録をご検討ください。

また、登録団体への寄附も随時受け付けておりますので、よろしければご利用ください。

対象団体の拡充について

令和3年度まではNPO法人のみが対象でしたが、令和4年度からは、対象となる団体を拡充し、NPO法人以外の市内でまちづくり活動を行う団体*も対象となりました。

※市内でまちづくり活動を行う団体

NPO法人、任意団体、町内自治会、PTAなど、団体の形態に関わらずご登録いただけます。対象団体の詳しい要件は、裏面に記載がございます。必ずご確認ください。

団体登録や申請書類、その他詳細はホームページから

まち寄附 団体登録 申請

検索



■対象団体の主な要件

※千葉市まちづくり応援寄附金（市民活動団体を指定した寄附）による寄附金交付要綱より一部抜粋

① 団体に係る要件

- ア 総会や理事会などにより団体の意思決定を行っていること。
- イ 法人格の有無に関わらず、定款、団体規約又はこれに準ずるものを備えていること。
- ウ 過去3年以上（団体の創設の日から3年を経過していない場合には創設の日以降）の事業活動や決算・財務の情報を、開示している又は開示を可能としていること。
- エ 10名以上の構成員で組織された団体であること。
- オ 団体設立時等に公的機関による出資等を受けていないこと。
- カ 会員が納めるべき会費等の収入がある場合、会費等の集金を廃止することや、会費相当額を寄附金として会員に寄附させることなど、寄附金を事実上の会費等に代わるものとして取り扱う意思がないこと。

② 活動に係る要件

- ア 主に千葉市内で公益性の高いまちづくり活動を行っており、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当すること。
 - (ア) 千葉市の施策と整合する活動を行っていること。
 - (イ) 千葉市との協働の実績を有すること。
- イ 千葉市内で1年以上の継続的な活動実績があること。
- ウ 法令違反、公序良俗に反する活動等をしていないこと。
- エ 活動の目的が、宗教、政治的なものでない（法第2条第2項第2号の要件に該当しない）こと。

その他にも要件がございますので、千葉市ホームページにて要綱をご一読ください。

■説明会を開催いたします！

まち寄附に登録するメリットや、具体的な登録方法などについて説明会を実施する予定です。開催方法や参加申込みなど詳細は、千葉市ホームページにて公開いたしますので、ご興味がある方はこちらのQRコードからご確認ください。



説明会開催日時：

- (第1回) 2022年8月3日(水) 14:00~15:00
- (第2回) 2022年8月7日(日) 14:00~15:00

市民局市民自治推進課

担当：有水・峯岸

電話：043-245-5664